

平成 28 年 7 月 12 日

各 位

所在地 大阪府岸和田市土生町 1 丁目 4 番 23 号  
会社名 フジ住宅株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮 脇 宣 綱  
(コード番号 8860 東証第一部)  
問合せ先 取締役 I R 室長 石 本 賢 一  
(TEL 072-437-9010)

### ストック・オプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、同 238 条及び 239 条の規定及び平成 28 年 6 月 23 日開催の当社第 43 回定時株主総会における承認に基づき、当社の社外取締役、監査役及び当社並びに当社子会社の従業員に対して発行するストック・オプションとしての新株予約権について、具体的な内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他未定事項は、当該新株予約権の割当日（平成 28 年 7 月 29 日を予定）までに決定されます。

#### 記

#### 1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の社外取締役、監査役及び当社並びに当社子会社の従業員の、当社に対する経営参画意識を高め、業務向上に対する意欲や士気を喚起することならびに今後の優秀な人材確保のために使用すること及び監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。なお、当社社外取締役及び監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、社外取締役及び監査役の報酬等として相当であると存じます。

#### 2. 新株予約権の名称

フジ住宅株式会社第 5 回新株予約権

#### 3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成 28 年 7 月 29 日

#### 5. 新株予約権の行使請求受付場所及び払込取扱場所

##### (1) 新株予約権の行使請求の受付場所

当社本社人事室

(またはその時々における当該業務担当部署)

##### (2) 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社大阪本店営業部 大阪市中央区北浜 4 丁目 5 番 33 号

(またはその時々における当該銀行の継承銀行もしくは当該支店の継承部店)

6. 新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社社外取締役 2名 16個、当社監査役3名 24個、当社従業員 512名 1,478個  
当社子会社従業員 58名 138個

7. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 828,000株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

(2) 新株予約権の総数

1,656個とする。なお、この内、当社社外取締役に付与する新株予約権は16個、当社監査役（社外監査役も含む）に付与する新株予約権は24個とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、500株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年8月1日から平成34年5月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の社外取締役、監査役及び当社並びに当社子会社の従業員の地位にあることを要す。ただし、社外取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
- ③ その他新株予約権の行使の条件は、平成28年7月29日に当社と割当者との間で締結予定の「新株予約権割当契約書」に定める。

(7) 新株予約権の取得の条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）  
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割  
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(ご参考) 定時株主総会付議のための取締役会 平成28年5月10日  
定時株主総会の決議日 平成28年6月23日

以 上